

様式1 (文書回答)

課・担当名 人事課 人事管理担当  
内線 2434 担当者名 関根

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I. はたらく 1. ①)

障害者活躍推進計画

知事部局も教育委員会も、それぞれスマートステーション flat、事務集約オフィス「ハーモニー」、「チームぴかぴか」という受け皿を作り、そこに切り出した仕事を集め、会計年度任用職員として障害者を雇用する場を設けました。ここは出発点ではあっても終着点にはせず、さまざまな県職場や学校等で「はたらく」ことへつなげてゆくための支援体制をつくる必要があります。短期間雇用して、あとは就労支援機関に丸投げして民間就労などという、単なる雇用率かせぎの場にしないでください。

回 答

令和2年度に開設したスマートステーションにおいて、障害者である会計年度任用職員を採用しています。

スマートステーションでは、庁内から依頼のあった定型的・補助的業務等を集約し、一括して処理しています。

任期中は、専門的ノウハウを持つ障害者就労アドバイザーや障害者本人が登録している支援機関と相談調整しながら、障害者が活躍しやすい職場づくりや民間企業等次の就労先へのステップアップを見据えた支援に取り組んでまいります。

引き続き、スマートステーションでの採用等の他、常勤職員の採用選考を広く周知していくなど、障害者の雇用を推進してまいります。

## R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I 1 ①)

知事部局も教育委員会も、それぞれスマートステーション flat、事務集約オフィス「ハーモニー」、「チームぴかぴか」という受け皿を作り、そこに切り出した仕事を集め、会計年度任用職員として障害者を雇用する場を設けました。ここは出発点ではあっても終着点にはせず、さまざまな県職場や学校等で「はたらく」ことへつなげてゆくための支援体制をつくる必要があります。短期間雇用して、あとは就労支援機関に丸投げして民間就労などという、単なる雇用率かせぎの場にしないでください。

## 回 答

県教育委員会では、これまで教育事務所で行っていた小中学校教職員の旅費支給事務を集約した、事務集約オフィス「ハーモニー」を設置しました。

「ハーモニー」においては、正規職員とともに障害のある会計年度任用職員が、小中学校から提出された旅費関係書類の点検・確認を行っています。

また、教育局各課所館、県立学校、小中学校において、事務や環境整備の補助を担う会計年度任用職員における障害者の雇用にも努めております。

障害のある会計年度任用職員の雇用に当たっては、障害の状況や必要な配慮などを本人から聞き取り、必要に応じて業務をサポートする支援員を配置するとともに、環境整備や障害のある職員からの相談に対応する、障害者職業生活相談員や心のバリアフリー推進員を所属に配置し、障害のある職員を支援する体制を構築しております。

併せて、所属内では解決が難しい事例に対しては、所管する人事担当課が主体的に係わる仕組みも構築したところです。

今後も引き続き、障害のある教職員が働きやすい職場づくりに努めてまいります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 特別支援教育課 特別支援学校就労支援担当  
内線 6881 担当者名 楠奥 佳二

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I 1 ①)

① 知事部局も教育委員会も、それぞれスマートステーション flat、事務集約オフィス「ハーモニー」、「チームぴかぴか」という受け皿を作り、そこに切り出した仕事を集め、会計年度任用職員として障害者を雇用する場を設けました。ここは出発点ではあっても終着点にはせず、さまざまな県職場や学校等で「はたらく」ことへつなげてゆくための支援体制をつくる必要があります。短期間雇用して、あとは就労支援機関に丸投げして民間就労などという、単なる雇用率かせぎの場にしないでください。

回 答

チームぴかぴかで働いている会計年度任用職員については、県の担当者が主体となり、地域の就労支援センター、ハローワークと連携しながら、職場見学、現場実習のコーディネートをし、メンバーの就職に結びつけております。

様式1 (文書回答)

課・担当名 人事課 人事管理担当

内線 2434 担当者名 関根

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I. はたらく 1. ②)

障害者活躍推進計画

近年、小さいころから個々の障害に応じた特別な場で育ち学ぶ子どもが増えており、障害の有無によって分け隔てられてきた同士が大人になり、職場で初めて出会うことが多くなっています。すれちがいやトラブルが起こるのは当然であり、むしろそれらを丹念に拾い上げながら、合理的配慮を積み重ねていくことなしには、ダイバーシティもインクルージョンも見えてくるはずはありません。かつては、新入の職員研修に際して手話通訳がつかず、聴覚障害の新職員は研修を欠席せざるを得なかったと聞いたことがあります。車いすの職員はかなり前から採用されていましたが、かつては使用可能なトイレも限られ、県庁正面南玄関等はスロープがなく、出入りできる口は浦和駅方面の東玄関しかありませんでした。県が障害のある職員に対してこれまで行って来た合理的配慮を年代別に整理するとともに、現在合理的配慮の課題として挙げられているものについて、建設的対話中のもの、検討中のもの、まだのものに分けて、可能な限り具体的に示してください。

回 答

県庁における障害者雇用につきましては、昭和53年度から身体障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しております。

平成19年度から「身体障害者を対象とした職員採用選考」において、点字による受験を可能とし、全盲者の受験門戸の拡大を図りました。

平成27年度からは、受験要件の障害の程度を1～4級から1～6級まで拡大し、平成29年度からは受験要件である年齢上限を29歳から34歳（受験年度の4月1日現在の年齢）に引き上げ、障害者の受験門戸の拡大を図りました。

さらに、平成30年度から精神障害者、令和元年度から知的障害者を受験対象とし、より多くの障害者が受験できるようにいたしました。

令和2年度に開設したスマートステーションにおいて、障害者を会計年度任用職員として採用しています。

職場環境の整備としましては、障害のある職員の相談先として、障害のある職員が配置された所属の人事担当者を「障害者相談担当員」に任命し、障害のある職員の職業生活に関する相談等を行っています。

また、障害者相談担当員や各部局人事担当者等に対する研修や、専門的な知識を有するアドバイザーの配置等をとおして障害のある職員が働きやすい職場環境の整備に努めています。

これまでも、必要に応じて管財課と連携して、段差の解消やスロープの設置など、障害のある職員が勤務しやすい環境を整えるよう努めてまいりました。

さらに、聴覚障害のある職員が会議や面談に臨むに当たり必要な手話通訳等依頼費を措置するなどの支援を行っています。

今後も、障害のある職員が求める配慮を確認しながら、必要な合理的配慮を行うようにしてまいります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 総務課 人事担当  
内線 6622 担当者名 山口・高岡

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I 1 ②)

県が障害のある職員に対してこれまで行って来た合理的配慮を年代別に整理するとともに、現在合理的配慮の課題として挙がっているものについて、建設的対話中のもの、検討中のもの、まだのものに分けて、可能な限り具体的に示してください。

回 答

合理的配慮の事例を年代別等に整理するのは、難しいですが、代表的な事例といたしましては、以下のとおりとなります。

- ①聴覚障害のある職員が、研修を受講する際には、手話通訳者を配置しております。また、視覚障害のある職員には、音声読み上げソフトで対応できるよう研修資料の校正や事前に研修資料を送付するなど、研修を受講しやすい環境を整備しております。
- ②肢体不自由のある職員には、動線となる階段に手すりを設置することや執務室のドアを開閉しやすくするため、開き戸から引き戸のドアへ改修を行うなど、働きやすい環境づくりに努めております。
- ③障害のある職員が、無理なく、かつ、安定的に働くことができるようにすることを目的として、「職員の障害の特性に応じた勤務時間及び休憩時間に関する要綱 (令和 2.4.1 施行)」を定めました。これにより、始業の時刻を午前7時から午前10時までの間に15分を単位として設定することや、休憩時間を複数回に分割して取得することが可能となりました。

様式1 (文書回答)

課・担当名 人事課 人事管理担当  
内線 2434 担当者名 関根

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I. はたらく 1. ③)

障害者活躍推進計画

計画を見た限りでは、「活躍推進」と言いながら、知事部局も教育委員会も「雇用率」が最大の目的になっていると感じます。「雇用率」は手段でしかなく、目的はこれまで県や学校の「はたらく」から遠ざけてきた「重度知的障害者」、「要介護障害者」を含むさまざまな人々を迎え入れて一緒に「はたらく」県庁、学校を創っていくことです。受験資格の欠格条項が削除され、「要介護障害者」も（教員を除けば）「重度知的障害者」も受験可能になりましたが、該当する受験者はどれほどいて、受験に際してどのような合理的配慮を行ってきたのですか。詳細な回答をお願いします。

回 答

障害者を対象とした職員採用選考については、令和元年度から知的障害者を受験対象とし、より多くの障害者が受験できるようにいたしました。

採用選考では、受験者が登録をしている就労支援機関の職員等の同席を認めるとともに、受験に際して配慮を希望する事項等について受験申込時に確認し、受験者の誰もが安心して試験を受けていただけるよう、適切な対応に努めています。

また、障害種別ごとの受験者数は公表されていませんが、知的障害者を受験対象とした令和元年以降の受験者は、令和元年度が357人、令和2年度は募集職種が一般事務と警察事務に分かれ、うち一般事務が254人となっています。

様式1 (文書回答)

課・担当名 総務課 人事担当  
内線 6622 担当者名 山口・高岡

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I 1③)

受験資格の欠格条項が削除され、「要介護障害者」も(教員を除けば)「重度知的障害者」も受験可能になりましたが、該当する受験者はどれほどいて、受験に際してどのような合理的配慮を行ってきたのですか。詳細な回答をお願いします。

回 答

行政職員の選考試験における受験者への合理的配慮については、人事課の説明と同様となります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 総務課・人事担当  
内線 6622 担当者名 山口・高岡  
総務課・障害者雇用推進担当  
内線 6614 担当者名 中澤

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I 1③)

「お役所仕事」、「縦割り行政」という言葉がありますが、県庁や学校の職場は分業が固定化しており、これまで「自力通勤、介助者なし職務遂行」などの能力がなければ受験資格すらないとされてきた障害者が共に働くためには、既存の分業にあてはめるのではなく、職場ぐるみの役割見直しが必要です。現実には、本県に限らず、通勤に関する合理的配慮や職務遂行のための合理的配慮を適切に行うことを避けるため、能力なしとして不合格にしてしまうことがほとんどではないでしょうか。会計年度任用職員として採用した場合も、本人と支援員が二人だけで、他の職員や生徒等とはまったく関わりなく、切り出された仕事をしている事例をよく耳にします。ここに述べたような、通勤及び職務遂行上の合理的配慮、他の職員や生徒たちを含む関係の中での「活躍推進」について、現状を教えてください。

回 答

障害者の採用計画は、職場で障害者が働く上で、必要な合理的配慮を種々想定し、対応策を検討しながら作成しております。また、採用後も、障害を持つ職員に必要な合理的配慮について検討を重ねております。例えば、通勤に関する合理的配慮として、歩行に時間を要する身体障害者について、個別の事情を勘案し、通常バスの利用が認められない通勤距離(2.0km未滿)でも、バスの利用を認めるなど、通勤しやすい環境づくりに努めております。

会計年度任用職員において障害者雇用を進めるに当たっては、業務遂行を支援するため必要に応じて支援員を配置したり、勤務開始時間や勤務日数を調整したりするなどの配慮を行っております。

また、口頭や文書による指示では理解が難しい職員に対しては、作業内容を図や絵を用いて伝えたり、職員が繰り返し見本を示したりするなど、本人の状況に応じたサポートを行っています。

学校をはじめとする教育現場において、教員とともに授業補助を行ったり、児童生徒とともに環境整備業務を行ったり、授業や学校行事の様子を紹介するホームページを作成したりするなど、職員や児童生徒と関わりながら業務を行っている例もあります。

県教育委員会としては、このような事例を広く集め、教育現場に周知するなどして、さらに障害のある職員が活躍できる場の創出に努めてまいります。



様式1 (文書回答)

課・担当名 人事課 人事管理担当

内線 2434 担当者名 関根

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I. はたらく 1. ④)

障害者活躍推進計画

「お役所仕事」、「縦割り行政」という言葉がありますが、県庁や学校の職場は分業が固定化しており、これまで「自力通勤、介助者なし職務遂行」などの能力がなければ受験資格すらないとされてきた障害者が共に働くためには、既存の分業にあてはめるのではなく、職場ぐるみの役割見直しが必要です。現実には、本県に限らず、通勤に関する合理的配慮や職務遂行のための合理的配慮を適切に行うことを避けるため、能力なしとして不合格にしてしまうことがほとんどではないでしょうか。会計年度任用職員として採用した場合も、本人と支援員が二人だけで、他の職員や生徒等とはまったく関わりなく、切り出された仕事をしている事例をよく耳にします。ここに述べたような、通勤及び職務遂行上の合理的配慮、他の職員や生徒たちを含む関係の中での「活躍推進」について、現状を教えてください。

回 答

県では、身体障害者の雇用の促進を図るため、昭和56年に目標雇用率を3%と設定しています。この目標雇用率の達成のため、また平成30年度の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正に鑑み、検討を進めてきた精神障害者の採用選考を平成30年度から開始しました。

さらに、厚生労働省が公平採用の観点から広く門戸を開くべきであるとの見解を示したことなどから、知的障害者の正規職員としての採用についても令和元年度選考から門戸を開くとともに「自力通勤・介助者なしでの業務遂行が可能なこと」や「年齢要件の上限」を撤廃いたしました。

障害のある職員の配属先につきましては、個々の職員の経験や能力を生かせるよう、障害の種類や程度、適性、能力、過去の経験、意向、通勤事情等を考慮しており、各所属で活躍していただけるよう環境整備や相談体制の構築をさせていただいております。

また、令和2年度に開設したスマートステーションにおいて、障害者である会計年度任用を採用し、庁内からの依頼で集約された定型的・補助的業務等を一括して処理しています。

いずれの職場においても、障害者と健常者がともに業務を行っております。

引き続き、障害者の雇用推進に取り組んでいきたいと考えております。

様式1 (文書回答)

課・担当名 特別支援教育課 特別支援学校就労支援担当  
内線 6881 担当者名 楠奥 佳二

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I 1 ④)

④ 「お役所仕事」、「縦割り行政」という言葉がありますが、県庁や学校の職場は分業が固定化しており、これまで「自力通勤、介助者なし職務遂行」などの能力がなければ受験資格すらないとされてきた障害者が共に働くためには、既存の分業にあてはめるのではなく、職場ぐるみの役割見直しが必要です。現実には、本県に限らず、通勤に関する合理的配慮や職務遂行のための合理的配慮を適切に行うことを避けるため、能力なしとして不合格にしてしまうことがほとんどではないでしょうか。会計年度任用職員として採用した場合も、本人と支援員が二人だけで、他の職員や生徒等とはまったく関わりなく、切り出された仕事をしている事例をよく耳にします。ここに述べたような、通勤及び職務遂行上の合理的配慮、他の職員や生徒たちを含む関係の中での「活躍推進」について、現状を教えてください。

回 答

チームぴかぴかでは、個々の知的障害のある会計年度任用職員が業務内容を理解できるよう、分かりやすい指示やスケジュールの明確化、業務に集中するために視覚的な刺激を減らすなどの合理的配慮を行い、業務に取り組める環境づくりをしています。

様式1 (文書回答)

課・担当名 雇用労働課 障害者・若年者支援担当  
内線 4536 担当者名 安永

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I 2①)

2. 障害者雇用・福祉施策の連携など

- ① 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が始まりましたが、実施(予定)自治体が増えません。企業が納付金に基づく助成金を活用しても支障が残る場合等となっていて、手続きがめんどろなことも理由と思われます。県で把握している自治体の状況について教えてください。また、この制度を納付金とは切り離して利用できる制度とするよう、国に働きかけて下さい。さらに、公務員についても利用可能な制度とすることについても、国に働きかけて下さい。

(障害者支援課、雇用労働課)

回 答

県では、障害者雇用総合サポートセンターを設置し、雇用開拓、就労支援、定着支援を3つの柱として企業の障害者雇用の支援に取り組んでいます。

重度障害者の雇用には職場での雇用環境の整備が欠かせません。

重度障害者等就労支援特別事業のうち雇用施策に係る重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金及び重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が所管しているものです。

いただいた御意見については、国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、会議などの機会を捉えて、趣旨をお伝えします。

県としては、企業への雇用提案の際に、上記を含め様々な助成制度を踏まえた提案を積極的に行い、重度障害者の雇用が確実に進むよう取り組んでまいります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 雇用労働課 障害者・若年者支援担当  
内線 4536 担当者名 安永

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I 2④)

2. 障害者雇用・福祉施策の連携など

④ 前記の加算廃止の代わりに、国は施設からの一般就労移行実績を基本報酬に反映させ、また少額の地域協働加算を設けました。しかし、一般就労実績や高工賃も大事ですが、同じように大事なことは、重度な障害者も含めて地域の職場に参加してゆく支援を施設が行い、施設と地域とが互いにひらかれてゆくことであり、施設外就労加算はその後押しにもなっていたのです。越谷市では障害者地域適応支援事業を2002年度から実施し、市役所等の公的機関や企業等の職場で、福祉施設等の障害者が職員等の支援を得て実習する事業を毎年実施しています。この事業でも、施設職員等が実習支援を行った時間に応じて、補助金を交付しています。この福祉施設等は就労系に限らず、生活介護や精神科病院内デイケアなども含まれます。県として、越谷市の事業を参考に、施設と地域・職場をひらきあう事業を検討してください。(障害者支援課、雇用労働課)

回 答

福祉施策との連携については、国、県関係課、就労支援機関などと課題の検討や意見交換などを行いながら、今後検討してまいります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 雇用労働課 労働相談担当  
内線 4521 担当者名 木村

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. 2⑤)

県労働相談センターからのA型事業所利用者への労働問題の悩み相談のお知らせに対し、相談実績や課題を教えてください。

回 答

県労働相談センターは匿名で相談を受けているため、A型事業所利用者からの相談実績について把握しておりません。昨年度の相談において、相談内容からA型事業所利用者と思われるケースが何件かありましたが、職場の人間関係に関するものが多かったです。

様式1 (文書回答)

課・担当名 多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当  
内線 4518 担当者名 鹿嶋・真保

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. 2⑥)

2. 障害者雇用・福祉施策の連携など

- ⑥ 昨年12月議会で知事が「働く人自らが出資し、自らの意見を反映した事業に従事する労働者協同組合は、仕事と生活の調和を図りながら、意欲と能力に応じて働くことができることから、多様な就労の機会の創出につながる」と評価した労働者協同組合法を、重い障害のある人もない人も共に働き共に運営する職場づくりに活かせるよう県として支援策を検討してください。

回 答

「労働者協同組合法」については、国の審議会において、施行に向けた関係政省令や指針等の検討が予定されています。

県としては、こうした国の動向を注視して、法施行に遺漏がないよう、地域課題の解決に取り組む県民の皆様説明会などを開催して、しっかり周知を図ってまいります。

また、組合の設立に関する相談に対応するほか、庁内横断的な会議を立ち上げるとともに、市町村向けに研修会も実施してまいります。さらに、先進事例についても情報収集します。

こうした中で、関係部局が連携して、ご要望の内容も含めて今後の県の支援策について検討します。

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I. はたらく 3. ①)

アンテナショップかつぼに関連して

2003年の知事答弁では「事業主の理解促進のための普及・啓発の一環」と位置付けられましたが、たとえば就労チャレンジコースにおいては現在このことはどう取り組まれているのでしょうか。また、実習後の就労実績については、どのように把握されているのでしょうか。把握されているのなら実績を教えてください。

回 答

障害者県庁職場実習は、人事課、雇用労働課及び障害者福祉推進課が連携して行っています。

実習は第1期と第2期に分けて実施しています。

第1期は一般就労を目指している求職中の障害者を対象に、実習期間は原則として2週間、1日の実習時間は3～7時間45分で行っています。実習内容はパソコンを用いた台帳作成や、タイトルブレーンによるインデックス作成等の簡易な事務作業です。

第2期は「就労チャレンジコース」と「職場体験コース」の2種類に分かれています。

「就労チャレンジコース」の対象者、実習期間及び実習内容は第1期と同様です。

「職場体験コース」は、職場体験に参加することにより就労や社会参加に結びつく可能性のある障害者を対象に、実習期間は3～10日で、1日の実習時間は4時間程度で実施しています。実習内容は返信用封筒の作成やスタンプ押し等の軽作業です。

いずれも職場実習も、目的は県庁を職場実習先として提供し、実習者の社会参加や就労意識の向上、実習者推薦機関の支援技術とともに、受入側職員の障害者雇用に対する意識の醸成の向上を図ることとしています。

様式1 (文書回答)

課・担当名 雇用労働課 障害者・若年者支援担当

内線 4536 担当者名 安永

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I 3 ①)

3. アンテナショップかっぱに関連して

県庁内の職場実習の歴史は、人事課が以前から知的障害養護学校高等部2年生を対象に出先機関で行って来た実習を除けば、2003年2月議会での知事答弁に基づき、「福祉と就労の谷間を埋める」ために活動してきた「埼玉障害者の就労をすすめる会」(障害者協議会、育成会、埼玉 SELP、自立生活協会=事務局)が県雇用対策課、特別支援教育課、障害者福祉課との協議の下に、障害者福祉課で重度知的障害者が1ヶ月間実習したのが始まりです。この時の窓口はかっぱが担当し、県は障害者福祉課が担当しました。

2004年度は雇用対策課の仕切りに代わり、障害者福祉課、雇用対策課、特別支援教育課の3ヶ所で取り組まれましたが、就労支援機関の登録者を対象とした職業準備訓練と位置付けられ、前年度のような福祉的支援を受けてきた人を受け入れて共に働く経験を摘み、支援方法を探る実習とはちがいました。

そして、2005年度に新たに障害者福祉課の仕切りによる「県庁職場体験(体験型職場実習)」が始まり、かっぱが委託を受けてコーディネートを行うことになりました。

① 2003年の知事答弁では「事業主の理解促進のための普及・啓発の一環」と位置付けられましたが、たとえば就労チャレンジコースにおいては現在このことはどう取り組まれているのでしょうか。また、実習後の就労実績については、どのように把握されているのでしょうか。把握されているのなら実績を教えてください。

回 答

就労チャレンジコースの実習後の就労実績については、実習終了後の推薦機関からの報告により把握しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から職場実習を全て中止としたため実績はありません。

令和元年度は、職場実習への参加により事務の仕事がイメージできたとして、高校に事務職として就職したとの報告をいただいています。

実習先からは「障害に対する理解が深まった。」などの意見をいただいております。受け入れ側の意識の醸成にも一定の成果があると考えています。



R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. I (はたらく) 3②)

②-1 ここ数年、実習の場が本庁舎でなく出先機関になっており、浦和周辺地域でない施設にとっては実習先がないため有意義と受け止められています。ただ、求職者ありきの実習ではないので、実習先が決まってからその地域の施設に問い合わせ調整するので、なかなか見つかりません。実習期間を第2期や年度末とせず、柔軟に対応してください。また、実習先をできるだけ早く教えてください。(障害福祉推進課)

回 答

- 障害者県庁職場実習は、県庁を職場実習先として提供し、実習者の社会参加や就労意識の高揚、受入側職員の障害者雇用に対する意識の醸成及び実習者推薦機関の支援技術の向上を図ることにより、障害者の就労を促進することを目的として、人事課、雇用労働課及び障害者福祉推進課が連携して実施しているものです。
- 障害者県庁内職場実習は、
  - 第1期 (7月～9月) 「就労チャレンジコース」 ※1
  - 第2期 (1月～2月) 「就労チャレンジコース」、「職場体験コース」 ※2として実施しております。
  - ※1 一般就労を目指している求職中の障害者の方が対象。
  - ※2 職場体験に参加することにより、就労や社会参加に結びつく可能性のある障害者の方が対象。
- 「就労チャレンジコース」は希望者が多くいらっしゃることから2期に分けて実施しており、これを受け「職場体験コース」を第2期に実施しているものです。
- 実習先については、本庁及び地域機関から募集し、人事課、雇用労働課及び障害者福祉推進課の協議により決定しておりますが、速やかに実習先をお知らせするよう努めてまいります。

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. 6②)

全身性障害者介護人派遣事業をベースとした住民参加型事業の新設を  
県や各市町村で地域福祉計画が策定され、「地域福祉を担う住民の育成」が課題と  
されています。この点において、全身性障害者介護人派遣事業は、住民参加型の事業  
として、これまで多くの介助人を生み出してきた実績があります。同事業を共助を  
推進する事業として県民に発信すると共に、同事業をモデルとして、対象者を高齢  
者や児童、生活困窮者等も含めた、障害のあるなしに関わらず対象とした、地域福  
祉を担う住民育成の事業として検討して頂けないでしょうか。

回 答

(下線部について回答します。)

地域において先駆的な福祉の取組を行うNPOやボランティア団体等に対する助  
成制度を実施します。

様式1 (文書回答)

課・担当名 障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当

内線 3316 担当者名 伊藤

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. 9)

9. 補装具について

- ① 座位保持装置と車いすの一体化支給昨年の回答として「原則一台 慎重に判断する。」との回答をいただいております。「原則の基準」を教えてください。重度の身体障害のある人が車いすを申請し、埼玉県リハビリテーションセンターで判定を受けると座位保持装置と車椅子を合体させて1台のみ交付という判定があります。座位保持装置と車椅子と一台ずつ合計2台持つことができると思うのですが、なぜ1台になってしまうのでしょうか?国の制度基準はどんどん改善されていて車椅子だけでも座位が安定して座れるように「座面」の種類が何種類も増えています。日本の家屋実態からして1台は外用・1台は室内用として分けて使用することが当たり前だと思います。室内で姿勢保持用具がなければ食事等の日常生活に支障があると思います。重度の障害者の権利を侵害しない判定をしてください。

回 答

補装具は、厚生労働省が定める「補装具費支給事務取扱指針」に則って支給されております。指針によれば、補装具の支給は原則として1種目につき1個となっております。

また、車椅子の申請に関して、その車椅子に座位保持装置が必要な場合は、「座位保持装置付き車椅子」(構造フレームに車椅子を用いた座位保持装置)が支給されます。この座位保持装置付き車椅子を室外で使い、それとは別に室内用に座位保持装置を必要とするときは、座位保持装置の複数支給となります。複数台の支給は職業又は教育上の特に必要と認められる場合に可能とされており、それぞれの使用場所における兼用の可否とともに、必要性を十分に確認した上で、支給の有無を慎重に判断することになります(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室「補装具費支給に係るQ&Aの送付について」(平成22年10月29日)Q2)。

ご理解いただきますようお願いいたします。

様式1 (文書回答)

課・担当名 障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当

内線 3316 担当者名 伊藤

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. 9)

9. 補装具について

②県リハでの判定

埼玉県リハビリテーションセンターでは事務職による聞き取りが行われますが該当市町村でも聞き取りがあります。加えてリハビリテーションセンターでも聞き取りがあり無駄な時間を過ごしている気がしますが、手続きとしての簡素化はできないものなのでしょうか？

自治体ではできない専門的な知識を持った職員の人たちによる判定と聞いていますが「担当ケースワーカー」の資格はどのような資格をもった人員を配置しているのでしょうか？

県内唯一の判定機関としての専門性について教えてください。

回 答

市町村は、補装具費支給に係る申請を受け付けた場合には、調査を行うこととなっています。その上で申請が判定の必要な補装具に係るものである場合、更生相談所（埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」とします。））に判定依頼を行い、センターの判定結果を受けて支給決定しています。

一方、センターは市町村からの判定依頼を受けて身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法（以下「法」とします。）第9条第7項）として補装具の判定を行っています。センターとしては、判定を適切に行うため、市町村が聞き取った内容を踏まえ、さらに詳細な聞き取りや重要な点についての確認をしています。

このように市町村とセンターでは役割が異なるため、それぞれの立場から聞き取りをさせていただいています。ご理解ください。

また、身体障害者更生相談所の職員は、厚生労働省が定める基準に基づく配置が求められており、センターにおいては、次の条件に該当する者を配置しています（身体障害者更生相談所設置運営基準 第一3（2））。

- ・身体障害者福祉司、社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者
- ・上記の者に準ずると認められる者

なお、センターでは、専門的な知識及び技術を有する医師による診察、身体障害者福祉司、理学療法士、作業療法士及び義肢装具士による検討を経て、補装具の判定を行っています。

様式1 (文書回答)

課・担当名 障害者福祉推進課 総務・企画・団体担当  
内線 3294 担当者名 畦地

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. 11-①)

11. 防災

① 第6期埼玉県地域福祉支援計画第4章施策の展開「2-3 災害時に備えた支援の取り組みの充実」の中の「県の主な取り組み・支援」に「近隣住民、民生委員・児童委員などが高齢者、障害者などを訪ねる活動や、自主防災組織が有効に活動できる環境の整備など、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を推進します。(危機管理課、社会福祉課、障害者福祉推進課)」とありますが、「近隣住民、民生委員、児童委員」「自主防災組織」などへ、具体的にどのような形で整備や支援をされたのかお聞かせください。自助・共助の名のもとに地域に丸投げしているようにも見えかねません。

回 答

- 県では令和元年度から県・市町村・施設の3者共同による福祉避難所合同開設訓練を実施しており、実際に障害者施設などで対策本部の設置から市町村や社会福祉協議会との連絡調整、要支援者の受け入れまで行っております。
- 訓練を実施する際には、施設の職員(近隣施設も参加)、行政職員、社会福祉協議会職員、民生委員及び障害者の方にも参加していただいております。
- 訓練終了後には、参加者全員で反省会を行い、訓練の振り返りや意見交換の中で課題や今後取り組んでいくべきことなどを共有しております。
- 今後も災害時に福祉避難所の設置・運営に関係する方を中心に、有事の際にフレキシブルな対応ができるよう、より多くの市町村や施設に福祉避難所の開設訓練の実施について働きかけてまいります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 危機管理課震災予防担当

内線 8148 担当者名 遠西

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅱ 11. ①)

第6期埼玉県地域福祉支援計画第4章に「近隣住民、民生委員・児童委員などが高齢者、障害者などを訪ねる活動や、自主防災組織が有効に活動できる環境の整備など、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を推進します。」とありますが、「近隣住民、民生委員、児童委員」「自主防災組織」などへ、具体的にどのような形で整備や支援をされたのかお聞かせください。自助・共助の名のもとに地域に丸投げしているようにも見えかねません。

回 答

自然災害発生時やその恐れがあるときに、避難行動要支援者を含む地域の人々を守るためには、行政による公助はもとより、自助・共助の必要性は非常に大きいものです。そしてその中でも、共助の要となる自主防災組織が担う役割は大変重要なものと考えています。

そこで県では、自主防災組織の設立や活性化促進のため、自主防災組織設立時の資機材購入への補助、市町村担当者への研修実施や自主防災組織に指導・助言を行える指導者の育成などを行っています。

様式1 (文書回答)

課・担当名 社会福祉課 総務・社会福祉担当  
内線 3221 担当者名 徳田

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. IIの11)

① 第6期埼玉県地域福祉支援計画第4章施策の展開「2-3 災害時に備えた支援の取り組みの充実」の中の「県の主な取り組み・支援」に「近隣住民、民生委員・児童委員などが高齢者、障害者などを訪ねる活動や、自主防災組織が有効に活動できる環境の整備など、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を推進します。(危機管理課、社会福祉課、障害者福祉推進課)」とありますが、「近隣住民、民生委員、児童委員」「自主防災組織」などへ、具体的にどのような形で整備や支援をされたのかお聞かせください。自助・共助の名のもとに地域に丸投げしているようにも見えかねません。

回 答

民生委員・児童委員活動を促進し、民生委員・児童委員による地域福祉の増進を図るため、民生委員・児童委員の活動に要する経費及び市町村民生委員協議会が行う研究協議会の開催や資料の作成に要する経費の一部を市町村に補助しています。

## R3 埼玉障害者市民ネットワーク

## 要望事項 (項目No.11②)

② 今までの水害事例などを見ても“正常化バイアス”などの存在も含め、避難所への早期の避難は実例として多くはありません。特に障害者の多くは周りに人がいることで、そしてその人たちの手を借りることで避難生活を円滑にできるといった部分が大きかったり、障害によっては使い慣れたもの・場所があることで「社会的な障害」を軽くしている状況もあり、早期の避難になかなかつながらにくいのが現状です。こうした現実が高齢者にも当てはまる部分があるとも考えます。

結果現在、水害時などには垂直避難などといったせめてもの対処が話されませんが、車椅子ユーザーや下肢に障害のある人はそのような避難をおこなうことができません。こうした実情を避難の実際のケースにあてはめ、より障害者も円滑な避難ができるように県としても考えてください。またそうした検討の場に私たちや障害当事者などを加えてください。

## 回 答

東日本大震災においては、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。近年の災害においても多くの高齢者が被害に遭い、障害者等の避難が適切に行われなかった事例がありました。これらの状況を受け、国の有識者会議において、実効性のある避難者支援の実現に向け、あらかじめ障害者や要介護高齢者等の避難行動要支援者の個別避難計画を作成しておくことが有効であるとの見解が示されました。

これを踏まえ、令和3年5月の災害対策基本法改正において、市町村による避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化され、現在県内市町村が個別避難計画作成に向けて取組を進めているところです。

県では、福祉・保健医療・防災部局の関係課が連携し、国が作成した取組指針や通知を市町村に対して周知すると共に、国のモデル事業の水平展開や市町村担当者向けの研修会を開催する等、市町村の個別避難計画作成を支援しています。

実効性のある個別避難計画とするためにも、行政だけではなく、自治会や地域防災の担い手である自主防災組織、地域の医療・看護・介護・福祉等の様々な関係者と連携して災害時の避難行動支援に取り組むことが必要です。

災害時に支援を必要とする方への避難行動支援が確実に行われるよう、事前準備の推進について、今後も市町村と連携し取り組んでまいります。



様式1 (文書回答)

課・担当名 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当  
内線 6886 担当者名 楠奥 佳二

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ 1 ①)

① 「県教委だより第720号(令和3年1月21日発行)1, 県教育長年頭あいさつ」の中で、「特別支援教育においては、インクルーシブ教育システム構築に向け、『多様な学びの場』のさらなる充実のため、引き続き特別支援学校の環境整備や人材育成に取り組んでまいります。」との記述がありました。

これでは「多様な学びの場」＝「特別支援学校」であり、「環境整備や人材育成は特別支援学校に」さらに「引き続き」という事は「これまでも・これからも」という事になり、昨年の基本理念への回答にあります「共に学ぶことの大切さ、制度の変更の周知を進める」や、県教育委員会作成の「障害者差別解消法・合理的配慮に関する参考資料」を否定することになり兼ねません。

訂正すると共に、改めて「法律の改正に伴う制度の改正により障害のある児童生徒が通常学級で共に学べるようになった事」「共に学ぶことの意義・大切さ」について、パンフレットを作成配布するなど、あらゆる機会を通して広く県民への周知を図ってください。

回 答

県ではインクルーシブ教育システムの構築に向け、連続性のある多様な学びの場を充実させるための取組として、知的障害特別支援学校等の児童生徒の大幅な増加などに対応するための教育環境の整備と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している全ての学校において、特別支援教育を推進するための人材育成に取り組んでおります。

また、障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒と共に学ぶことは、多様性を認め合い、将来、地域社会の一員として共に生活していく上で意義あるものであると考えております。引き続き、本人や保護者との相談の際や特別支援学校の就学相談担当者を集めた会議などの機会を通じて周知してまいります。

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. III 1①)

1 「共に学ぶ」ための理解・周知・啓発について

①「県教委だより第720号(令和3年1月21日発行)1, 県教育長年頭あいさつ」の中で、「特別支援教育においては、インクルーシブ教育システム構築に向け、『多様な学びの場』のさらなる充実のため、引き続き特別支援学校の環境整備や人材育成に取り組んでまいります。」との記述がありました。

これでは「多様な学びの場」＝「特別支援学校」であり、「環境整備や人材育成は特別支援学校に」さらに「引き続き」という事は「これまでも・これからも」という事になり、昨年の基本理念への回答にあります「共に学ぶことの大切さ、制度の変更の周知を進める」や、県教育委員会作成の「障害者差別解消法・合理的配慮に関する参考資料」を否定することになり兼ねません。

訂正すると共に、改めて「法律の改正に伴う制度の改正により障害のある児童生徒が通常学級で共に学べるようになった事」「共に学ぶことの意義・大切さ」について、パンフレットを作成配布するなど、あらゆる機会を通して広く県民への周知を図ってください。

回 答

学校教育法施行令改正に係る周知は、市町村教育委員会において、適切に行っているものと考えておりますが、改めて学校教育法施行令改正後の就学支援の在り方や共に学ぶことの意義について、市町村教育委員会の担当者を集めた会議等で、十分に周知を図ってまいります。

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ 1 ②)

1 「共に学ぶ」ための理解・周知・啓発について

②埼玉県ホームページで「障害児・通常学級・支援」などで検索した場合、「特別支援学級と通級による指導」となり、通常学級という言葉が明確に出てこないため、子育てや就学に悩んでいる保護者には、やはり障害があった場合、通常学級への入学は無理なのかと不安になります。

通常学級就学を希望していなくても、障害のある子どもの通常学級への就学が可能であること、就学先の選択に本人・保護者の意見が最大限に尊重されるようになった事、合理的配慮が受けられることなどの情報にすぐにヒットするようにして下さい。

回 答

本県では、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備に取り組んでいます。これは、共に学ぶ方向をしっかりと目指して環境整備に取り組みつつ、子供たちが可能な限り地域の学校に就学できるよう支援の方策を探っていく姿勢が何よりも大切であると考えているからです。

今後も引き続き、障害のある子供とない子供が共に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別な教育的ニーズに的確に対応できる環境の整備に取り組んでまいります。

また、このような県としての姿勢について、県のホームページや市町村教育委員会や校長を集めた会議等で周知を図ってまいります。

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ-1-③)

- ③ 彩の国だより、今ドキッ埼玉など県によるさまざまな広報媒体すべてにおいて、多様な学びの場として特別な場を紹介をする際には、障害がある子もない子も共に学べることも常にセットで広報してください。

回 答

広報対象の選定は、原則として県政に関連したもので、その事業担当課所の依頼に基づき、時期や各媒体の特性を踏まえて行っています。

現在も各媒体において各担当課所からの要望に基づき、障害者の活躍や取組について紹介しているとのことです。今後も教育局等の事業担当課所と協議し、情報発信に努めてまいります。

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. 2)

就学前から分け隔てられないための取り組みについて

- ① 乳幼児健康診査事業や事後フォローにおいて、集団保育が可能かどうかを判断し、少人数での保育が適当として児童発達支援センターなどの療育の場を勧めるケースがあります。また、集団保育が可能かどうかによって幼稚園や保育所の利用を断られるケースもあります。しかし、集団保育が可能かどうかは一律の判断基準があるわけではなく、障害のあるお子さんの状態と受け入れ側の経験や人的体制などとの相互関係で決まります。子供の状態は同じでも、障害児を受け入れた経験があるかどうかでその基準は大きく変わると思います。しかし、全国的にみても幼稚園、保育所等における障害児保育の実態はほとんど把握されていないのが実情です。ぜひ、国に対して就学前の場における障害児保育の実態把握を要望するとともに、県内に蓄積された障害児保育の経験、ノウハウを広く共有し、保健センター、幼稚園、保育所における集団保育が可能というハードルが下がるようにしてください。

回 答

県では、発達に課題のある子供の早期発見・早期支援のために、市町村の母子保健担当者等を対象に毎年研修会を開催しております。

当研修を毎年継続して開催することにより、発達に課題のある子供への理解を深めるとともに、こうした機会を活用して障害児保育の状況や取り組みを周知するよう努めます。

## R3 埼玉障害者市民ネットワーク

## 要望事項 (項目No. III 2 ①)

2 障害があることで、就学前の早い段階から他の子どもたちから分け隔てられてしまう場面が考えられます。乳幼児健康診査で療育を勧められることや、幼稚園、保育所等の利用が無理といわれることなどもその一つです。そこで以下のように要望します。

- ① 乳幼児健康診査事業や事後フォローにおいて、集団保育が可能かどうかを判断し、少人数での保育が適当として児童発達支援センターなどの療育の場を勧めるケースがあります。また、集団保育が可能かどうかによって幼稚園や保育所の利用を断られるケースもあります。しかし、集団保育が可能かどうかは一律の判断基準があるわけではなく、障害のあるお子さんの状態と受け入れ側の経験や人的体制などとの相互関係で決まります。子供の状態は同じでも、障害児を受け入れた経験があるかどうかでその基準は大きく変わると思います。

しかし、全国的にみても幼稚園、保育所等における障害児保育の実態はほとんど把握されていないのが実情です。ぜひ、国に対して就学前の場における障害児保育の実態把握を要望するとともに、県内に蓄積された障害児保育の経験、ノウハウを広く共有し、保健センター、幼稚園、保育所における集団保育が可能というハードルが下がるようにしてください。

## 回 答

保育所等につきましては、県内公立保育所で93.1%、私立保育所で71.4%の施設が障害児保育を実施しており、徐々にではありますが、公立園を中心に実施園が多くなってきております。

私立保育所については、障害児3人に対して1人の保育士を確保するための経費を県独自に補助しているところであり、令和2年度は(政令・中核市を除く)44市町で事業を実施しています。

また、令和2年度は「保育士等キャリアアップ研修」において、「障害児保育」分野を15回開催し、障害児保育の知識やノウハウの共有を図っているところです。

これらの事業を通じて、今後とも障害児に係る保育の機会の充実を図ってまいります。

## R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ・2・①)

①乳幼児健康診査事業や事後フォローにおいて、集団保育が可能かどうかを判断し、少人数での保育が適当として児童発達支援センターなどの療育の場を勧めるケースがあります。また、集団保育が可能かどうかによって幼稚園や保育所の利用を断られるケースもあります。しかし、集団保育が可能かどうかは一律の判断基準があるわけではなく、障害のあるお子さんの状態と受け入れ側の経験や人的体制などとの相互関係で決まります。子供の状態は同じでも、障害児を受け入れた経験があるかどうかでその基準は大きく変わると思います。

しかし、全国的にみても幼稚園、保育所等における障害児保育の実態はほとんど把握されていないのが実情です。ぜひ、国に対して就学前の場における障害児保育の実態把握を要望するとともに、県内に蓄積された障害児保育の経験、ノウハウを広く共有し、保健センター、幼稚園、保育所における集団保育が可能というハードルが下がるようにしてください。

## 回 答

御意見のとおり、集団保育が可能かどうかは、障害のあるお子さんの状態と受け入れ側の経験や人的体制などとの相互関係で決まるため、障害のあるお子さんの受け入れについては、幼稚園においては設置者である学校法人等の判断になります。

県では、経験蓄積や体制整備のため、心身に障害のある子どもを受け入れる私立幼稚園に対し、特別支援教育費補助金を交付しております。

特別支援教育研修会への参加費用や特別支援教育のノウハウのある教諭・看護師等の人件費などが補助対象経費となっています。

上記補助金の活用を促し、障害のある幼児の集団保育への受け入れを推進してまいります。

## 【参考】私立幼稚園等特別支援教育費補助金

## 1 趣 旨

心身に障害等のある幼児の私立幼稚園等への就園を促進するとともに、私立幼稚園等における特別支援教育の充実と振興を図るため、心身に障害等のある幼児を在園させる私立幼稚園等の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

## 2 対象幼児

私立幼稚園等に在園する心身に障害等のある幼児で、次のいずれかに該当する者

- ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けている者
- ウ 指定疾患医療給付制度による指定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- エ 医学上又は心理学上の診断又は判定により、学校教育法施行令に規定する「障害の程度」と同程度の障害を有すると認められる者

## 3 補助単価

区分	5月1日及び10月1日 現在において在園	5月1日又は10月1日 現在において在園
・学校法人で2人以上在園 ＜1/2国庫＞	784,000円	392,000円
・非学校法人で2人以上在園 ・学校法人・非学校法人で1人在園	392,000円	196,000円

## 4 予算額・交付実績額

区分	R2	R3
予算額(千円)	869,652	824,180
交付金額(千円)	843,600	-
交付園児数(人)	1,144	-
交付園数	279	-



様式1 (文書回答)

課・担当名 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当  
内線 6886 担当者名 楠奥 佳二

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ 3)

昨年の要望、「①『十分な情報提供』では『学校教育法施行令改正で、それまで障害のあるお子さんは特別支援学校・学級へ就学在籍する形だったのが改められた』、『通常学級も就学対象(通常学級にも行ける)』ことを本人保護者にしっかり情報提供するよう市町村教育委員会に伝達してください。」、「②2017年の県議会答弁で示された認識にそって、たとえば大阪市の就学手続きのパンフレットのように、一番最初に『共に』であること、多様な学びの場の最初に通常学級を記載するような就学手続き・実施要項にしてください。」に対し「ご指摘のこと、今年度に限らず以前にもそういった話を伺っている。少しずつ改正を進めているところで、今日伺ったご意見、また大阪市のことも参考にしながら、伺った意見も踏まえて実施要項の作成についてやっていきたい」(特別教育支援課)とのご回答をいただきました。

また、「1、埼玉の教育の基本理念」の質疑応答の中でも、「インクルーシブ教育とインクルーシブ教育システムについて質問があったが…(略)…さきほどホームページ等や市町村の会議で周知しているにもかかわらず、なかなか学校の校長や担任まで落ちてこないことの指摘があった。私も県の担当として反省と残念に思っている。お話のように通常学級に通えると知らなかったという話が担任等から出ないようにしっかりと市町村に働きかけていきたいと考えている。」(義務教育指導課)という前向きなご回答をいただきました。

つまり、「改正障害者基本法」「差別解消法」「障害者権利条約」を踏まえた「学校教育法施行令改正」の主旨が現場に・県民・保護者に伝わっていない現状を改善していく方向に、県教育局はあると理解いたしました。

そこで、質問です。昨年のご回答の具体的な進捗を教えてください。就学手続き実施要項の改正はどのようになっているのでしょうか？

市町村教育委員会や県レベルの校長会または特別支援教育担当者への指導伝達の内容や方法はどのようになさっているのでしょうか？

回 答

学校教育法施行令の改正を受けて、就学先の決定については、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から市町村教育委員会が行うこととなりました。

この趣旨を踏まえ、埼玉県就学事務手続実施要項はこれまでも改訂を行ってまいりました。現在、市町村教育委員会への説明会に向けて、実施要項にある実施手順の図の中で、本人・保護者の意見を最大限尊重する部分を強調するなど、検討しております。

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ 3)

3 就学支援・就学手続きについて

昨年の要望、「①『十分な情報提供』では『学校教育法施行令改正で、それまで障害のあるお子さんは特別支援学校・学級へ就学在籍する形だったのが改められた』、『通常学級も就学対象 (通常学級にも行ける)』ことを本人保護者にしっかり情報提供するよう市町村教育委員会に伝達してください。」「② 2017年の県議会答弁で示された認識にそって、たとえば大阪市の就学手続きのパンフレットのように、一番最初に『共に』であること、多様な学びの場の最初に通常学級を記載するような就学手続き・実施要項にしてください。」に対し「ご指摘のこと、今年度に限らず以前にもそういった話を伺っている。少しずつ改正を進めているところで、今日伺ったご意見、また大阪市のことも参考にしながら、伺った意見も踏まえて実施要項の作成についてやっていきたい」(特別教育支援課) とのご回答をいただきました。

また、「1、埼玉の教育の基本理念」の質疑応答の中でも、「インクルーシブ教育とインクルーシブ教育システムについて質問があったが… (略) …さきほどホームページ等や市町村の会議で周知しているにもかかわらず、なかなか学校の校長や担任まで落ちてこないことの指摘があった。私も県の担当として反省と残念に思っている。お話のように通常学級に通えると知らなかったという話が担任等から出ないようにしっかりと市町村に働きかけていきたいと考えている。」(義務教育指導課) という前向きなご回答をいただきました。

つまり、「改正障害者基本法」「差別解消法」「障害者権利条約」を踏まえた「学校教育法施行令改正」の主旨が現場に・県民・保護者に伝わっていない現状を改善していく方向に、県教育局はあると理解いたしました。

そこで、質問です。昨年のご回答の具体的な進捗を教えてください。就学手続き実施要項の改正はどのようになっているのでしょうか？

市町村教育委員会や県レベルの校長会または特別支援教育担当者への指導伝達の内容や方法はどのようになさっているのでしょうか？

回 答

「学校教育法施行令改正の主旨」については、市町村教育委員会の特別支援教育担当者を集めた会議において年2回説明しております。各市町村の担当者は毎年入れ替わりもあることから、令和2年度から新担当者向けの研修会の時間も設け、就学の手続き等について、学校教育法施行令改正の主旨を踏まえた説明をしております。特別支援学級等に係る県教育局訪問においても、各市町村の実態を把握したうえで、担当者へ適正な就学支援について助言を行っています。また、特別支援学級等設置小中学校校長会においても、就学に係る説明を行い周知を図っております。

## R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ 3)

「1、埼玉の教育の基本理念」の質疑応答の中でも、「インクルーシブ教育とインクルーシブ教育システムについて質問があったが… (略) …さきほどホームページ等や市町村の会議で周知しているにもかかわらず、なかなか学校の校長や担任まで落ちてこないことの指摘があった。私も県の担当として反省と残念に思っている。お話のように通常学級に通えると知らなかったという話が担任等から出ないようにしっかりと市町村に働きかけていきたいと考えている。」(義務教育指導課) という前向きなご回答をいただきました。

「改正障害者基本法」「差別解消法」「障害者権利条約」を踏まえた「学校教育法施行令改正」の主旨が現場に・県民・保護者に伝わっていない現状を改善していく方向に、県教育局はあると理解いたしました。

そこで、質問です。昨年のご回答の具体的な進捗を教えてください。就学手続き実施要項の改正はどのようになっているのでしょうか？

市町村教育委員会や県レベルの校長会または特別支援教育担当者への指導伝達の内容や方法はどのようになさっているのでしょうか？

## 回 答

県立学校については、校長会議等において、支援体制の整備状況、現状と課題及び体制整備に向けた取組などについて情報提供し、特別支援教育に関する理解を深めております。また、新任校長や新任教頭、さらに主幹教諭を対象とした研修会におきましても、障害者支援に関する講義を実施し、特別支援教育に関する理解の促進を図っております。

今後も、管理職の特別支援教育の理解を深める研修を継続し、発達障害を含めた特別支援教育の充実に努めてまいります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当  
内線 6886 担当者名 楠奥 佳二

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ 4)

埼玉県では、2003年特別支援教育振興協議会報告において小中学校の通常学級に在籍する児童生徒は平成15年5月1日現在、1,111人であると記載されたように、以前から学校教育法施行令22条の3に該当するような重い障害のある児童生徒も含めて地域の通常学級で共に学んでいる実態があります。その存在は、かつては通常学級にはいけない存在とされてきましたが、2013年学校教育法施行令改正により法的にも認められるようになりました。しかし、埼玉県が毎年発行している「埼玉の特別支援教育」では、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室利用者数だけを合算し、通級指導室を利用しない22の3に該当するような重い障害のある児童生徒の数が含まれていません。

2018年2月の県議会では浅野目議員の質問に対し、教育長が通常学級に在籍する22条の3に該当する児童生徒は「平成29年5月1日現在、小学校で174名、中学校で41名」と答弁しているのです。数的把握はできていると思います。2020年度における22条の3に該当する児童生徒数、およびそれらを含めた通常学級在籍の障害のあるすべての児童生徒数を教えてください。また、今後発行する「埼玉の特別支援教育」においてきちんと公表してください。

回 答

小・中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒数については、文部科学省が行っている調査「公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒数等に関する調査」において把握しています。しかし、調査結果については、文部科学省が公表することとなっております。

また、令和2年度、本調査は実施されておられません。

小中学校の特別支援学級及び通級指導を受けている児童生徒数については、引き続き埼玉の特別支援教育で公表してまいります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 義務教育指導課 学びの支援担当  
内線 6782 担当者名 平井・小野塚

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ 4)

4 通常学級に在籍する障害児の実態についてきちんと公表を

埼玉県では、2003年特別支援教育振興協議会報告において小中学校の通常学級に在籍する児童生徒は平成15年5月1日現在、1,111人であると記載されたように、以前から学校教育法施行令22条の3に該当するような重い障害のある児童生徒も含めて地域の通常学級で共に学んでいる実態があります。その存在は、かつては通常学級にいてはいけない存在とされてきましたが、2013年学校教育法施行令改正により法的にも認められるようになりました。しかし、埼玉県が毎年発行している「埼玉の特別支援教育」では、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室利用者数だけを合算し、通級指導室を利用しない22条の3に該当するような重い障害のある児童生徒の数が含まれていません。

2018年2月の県議会では浅野目議員の質問に対し、教育長が通常学級に在籍する22条の3に該当する児童生徒は「平成29年5月1日現在、小学校で174名、中学校で41名」と答弁しているのです。数的把握はできていると思います。2020年度における22条の3に該当する児童生徒数、およびそれらを含めた通常学級在籍の障害のあるすべての児童生徒数を教えてください。また、今後発行する「埼玉の特別支援教育」においてきちんと公表してください。

回 答

22条の3に該当する全体の児童生徒数及び、通常の学級に在籍している児童生徒数については、文部科学省からの調査が隔年で実施され、本年度が調査実施の年となります。今後発行する「埼玉の特別支援教育」での公表につきましては、他の内容等とも鑑み、検討してまいります。

## 様式1 (文書回答)

課・担当名 義務教育指導課 学びの支援担当

内線 6782 担当者名 平井・小野塚

### R3 埼玉障害者市民ネットワーク

#### 要望事項 (項目No. Ⅲ 5)

#### 5 「高校の再編計画を見直し、障害のある生徒の受け入れを」について

現在「魅力ある県立高校づくり」の再編計画に基づいて統廃合が進められています。そのⅠ期として児玉白楊高校と児玉高校が、飯能高校と飯能南高校がそれぞれ統合されます。この再編計画は2029年3月までに公立中学校卒業生数が6000人ほど減ると見込んで、適正規模にするため県立高校を10～13校減らすというものです。生徒数が減るとしながら、特別支援学校の教室不足はさかんに言われて増設が進められています。今年度、戸田翔陽高校敷地に高等部特別支援学校、松伏高校内に分校が開校しました。来年度は上尾南高校内、北本高校内、宮代高校内に、さ来年度は狭山清陵高校内、白岡高校内、鳩ヶ谷高校内に分校が立て続けに開校される予定です。それだけ教室が開いているのに、障害があると普通に高校生として受け入れてもらえないのです。高校を統廃合するのではなく、まずは障害のある生徒も高校に受け入れるべきではないでしょうか。そのような方向で再編計画の見直しをしてください。

①特別支援学校の教室不足に対応するため国では特別支援学校設置基準を制定しようとしており、ますます特別支援学校が増えて子どもたちが分けられてしまいます。埼玉においてもとりわけ高等部の生徒が増えて増設されていますが、それは小中学校の特別支援学級の設置率100%を目指し、そこに在籍する発達障害等の児童生徒が増えたことによるものと考えられます。平成30年度(2019年度)第2回市町村教育委員会特別支援教育担当連絡協議会において県特別支援教育課が作成した市町村の特別支援学級設置率の資料が出されていますが、こういったことにより特別支援学級の設置を市町村に促してきたと考えられますが、いかがでしょうか。

#### 回 答

本県では、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備に取り組んでいます。特別支援学級の設置についても、多様な学びの場の一つとして充実を図ってまいりました。今後も通常の学級を含めた多様な学びの場の整備、充実を図ることで、障害のある児童生徒の持てる力を最大限伸ばすことができる学びの場を、本人・保護者が選択できるようにしてまいります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当  
内線 6886 担当者名 楠奥 佳二

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ5①)

① 特別支援学校の教室不足に対応するため国では特別支援学校設置基準を制定しようとしており、ますます特別支援学校が増えて子どもたちが分けられてしまいます。埼玉においてもとりわけ高等部の生徒が増えて増設されていますが、それは小中学校の特別支援学級の設置率100%を目指し、そこに在籍する発達障害等の児童生徒が増えたことによるものと考えられます。平成30年度(2019年度)第2回市町村教育委員会特別支援教育担当連絡協議会において県特別支援教育課が作成した市町村の特別支援学級設置率の資料が出されていますが、こういったことにより特別支援学級の設置を市町村に促してきたと考えられますが、いかがでしょうか。

回 答

ご質問の資料については、第2期埼玉県教育振興基本計画において、インクルーシブ教育システム構築への方向性を踏まえ、障害のある子供たちが地元の小中学校で学べる環境づくりを進めるため、「多様な学びの場」の充実の一つとして、小中学校における特別支援学級の設置について示す資料として、市町村教育委員会の担当者を集めた会議の資料としたものです。

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ 5 ②)

② 障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法などの法に沿った後期中等教育の方向性を検討するべきと考えますが、第3期埼玉県教育振興基本計画を見ても、障害のある子どもの教育については高校における通級による指導しか書かれていません。後期中等教育について総合的に検討する機関はどこでしょうか。

回 答

障害全般の理解を深める特別支援教育の充実は大切なことであると考えます。

各高等学校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、その学校在籍の教員を特別支援コーディネーターとしております。特別支援学校のコーディネーターと連携を図り、当該生徒への支援アドバイスや教職員向けの校内研修会を実施しております。

また、特別支援教育課と連携し、高等学校における特別支援教育推進事業における高等学校拠点校32校へ、特別支援学校から巡回支援員を定期的に派遣しています。障害のある生徒に対する指導・支援のポイント等の担任への助言や、個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成に対する助言等を行うとともに、特別支援教育についての研修会も実施しています。

引き続き、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、取り組んでまいります。



様式1 (文書回答)

課・担当名 魅力ある高校づくり課  
内線 6902 担当者名 山本 哲也

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. III. 5. ③)

- ③ 昨年の総合県交渉では再編計画について「教育局で総合的に進めていきたい」というお答えでした。また、昨年12月の県議会における辻浩司議員の統廃合についての質問に対し、教育長は「県立高校の多様な生徒の受け皿としての役割にも十分留意した上で、引き続き丁寧な検討を進めてまいります。」と答弁しています。その後どのように検討されたのでしょうか。

回 答

令和2年度に小規模校や学校が所在する市町教育委員会を訪問し、学校の現状や地域の状況を把握しながら検討を行っているところです。検討に当たっては、県全体の進路状況などを捉え、特別支援教育課など関係課と相談しながら、進めています。

様式1 (文書回答)

課・担当名 財務課・財産管理担当、施設整備担当、学校教育助成担当

内線 6648、6654 担当者名 宍戸、橋本、井上

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ-6)

6. バリアフリー法の改正に対する取り組みについて

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、公立小中学校も特定建築物として対象となり、また、心のバリアフリーの推進が掲げられました。“誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して”という調査研究協力者会議の報告書をもとに、国は2025年度までの整備目標、

- ・車イス使用者用トイレについて、避難所に指定されている全ての学校に整備する。
- ・スロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備する。
- ・エレベーターについて、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。

を掲げて、バリアフリー化の加速についての通知も出しています。埼玉県では県立の学校のバリアフリー化や、市町村でのバリアフリー整備計画の立案の指導、実施する上での補助についてなど、どのように取り組んでいるか、その進捗状況について教えてください。

回 答

(県立学校について)

県立学校のバリアフリー対策につきましては、障害者用トイレ、出入口の改修及びスロープの設置、階段の手すりの設置等を計画的に進めております。

また、県立高校のエレベーターの設置につきましては、平成28年度まで、歩行に困難を伴う生徒の在籍状況及び地域バランス等を考慮し、毎年1校ずつ整備してまいりました。平成29年度より、地域性や学科などの観点を考慮し、バランスのとれたエレベーター整備を進めております。

なお、障害のある生徒が入学することになった学校については、必要なスロープ、階段手すり、トイレ改修等、施設・設備の改修を行っております。

今後も子どもたちの安全で快適な学習環境を確保できますよう、引き続き必要な施設・設備の改修を実施してまいります。

(市町村立小学校・中学校について)

市町村立の小学校・中学校の施設整備については、学校の設置者である市町村がそれぞれの学校の状況等を踏まえて行えるよう、県として支援しております。

市町村のバリアフリー整備計画の策定に向けては、市町村の施設事務担当者が集まる会議等において、国からの関係資料を基に説明を行うなど、市町村に働きかけております。

また、障害のある児童生徒の学習環境を整備するためにエレベーターやスロープ、多目的トイレ等を設置する工事については、国庫補助制度の対象となっており、市町村がこれらの補助制度を有効に活用することにより、学校施設・設備の整備を進めていけるよう、補助制度の周知を図っております。

今後も、引き続き、市町村に対する情報提供を行ってまいります。

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ 6)

6 バリアフリー法の改正に対する取り組みについて

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、公立小中学校も特定建築物として対象となり、また、心のバリアフリーの推進が掲げられました。“誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して”という調査研究協力者会議の報告書をもとに、国は2025年度までの整備目標、

・車イス使用者用トイレについて、避難所に指定されている全ての学校に整備する。

・スロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備する。

・エレベーターについて、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。

を掲げて、バリアフリー化の加速についての通知も出しています。埼玉県では県立の学校のバリアフリー化や、市町村でのバリアフリー整備計画の立案の指導、実施する上での補助についてなど、どのように取り組んでいるか、その進捗状況について教えてください。

また、心のバリアフリー推進については、わたしたちは小さいころから一緒にいることが何より有効だと考えています。一方、県の障害者施策推進協議会では、従来の福祉教育が「障害体験型」に偏っている反省から、地域に暮らす障害当事者に講師となってもらう「ヒューマンライブラリ」の取り組みが提唱されています。県教委がこれまで説明してきた「理解教育」、「福祉教育」をこえて具体的にどのような考えでどのように取り組むのか、義務教育指導課、高校教育指導課それぞれからお答えをお願いします。

回 答

御指摘のとおり、心のバリアフリー推進に向け、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに活動することは大変重要なことであると考えます。

県としては、小中学校等に設置している特別支援学級や、特別支援学校等に在籍する児童生徒が共に活動する「交流及び共同学習」を実施しています。「福祉教育」のように障害を題材として扱うものだけでなく、多くの学習等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に活動し、幼いころから、お互いを認め合い、助け合える環境ができるよう取り組んでいます。

また、「支援籍」という県独自の制度もあり、小中学校及び、特別支援学校に在籍する児童生徒が一定程度の学習を行えるよう取り組んでいます。

地域に暮らす障害のある方に講師になっていただく取組については、地域の実態に応じ実施している学校もございます。今後、さらに充実するよう働きかけてまいります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 高校教育指導課 教育課程担当

内線 7391 担当者名 荻野

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. Ⅲ 6)

心のバリアフリー推進については、わたしたちは小さいころから一緒にいることが何より有効だと考えています。一方、県の障害者施策推進協議会では、従来の福祉教育が「障害体験型」に偏っている反省から、地域に暮らす障害当事者に講師となってもらう「ヒューマンライブラリ」の取り組みが提唱されています。県教委がこれまで説明してきた「理解教育」、「福祉教育」をこえて具体的にどのような考えでどのように取り組むのか、義務教育指導課、高校教育指導課それぞれからお答えをお願いします。

回 答

各高等学校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、その学校在籍の教員1名を特別支援コーディネーターとしております。特別支援学校のコーディネーターと連携を図り、当該生徒への支援アドバイスや教職員向けの校内研修会を実施しております。

高等学校の中には、人権講演会などにおいて、障害のある方の理解を深める学習を進めている学校もあります。実際に障害者の方を学校に招いて講演会を実施したり、生徒会活動で障害者施設を訪問したりするなど、様々な活動を通じて障害者全般の理解を進める学習を行っています。

引き続き、心のバリアフリー推進を含め、特別支援教育の充実に努めてまいります。

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. IV. 2)

2 隔離と身体拘束について

過去において行われた身体拘束と隔離の具体的内容 (期間、人数、回数、身体拘束では拘束した部分、結果) を教えてください。さらに、行動制限最小化委員会の効果が出ているか調査してください。

回 答

身体拘束と隔離に関する統計については、厚生労働省が毎年6月30日付で実施している精神保健福祉資料 (いわゆる630調査) で公表されていますが、期間、回数、身体拘束で拘束した部分等の件数までは調査されていません。

県内の状況を見ると、令和2年6月30日現在で隔離指示があったのは70件、拘束指示があったのは81件となっています。

県では、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第38の6に基づき、さいたま市を除く県内の精神科病院に実地指導を行い、身体拘束や隔離についても診療録や看護記録を確認し、同法の規定に基づき行われているかを確認しています。

また、入院中に受けている処遇について不服がある場合には、御本人や御家族等が知事に対して「処遇改善請求」を行うことができます。

今後も、実地指導により入院患者の処遇を確認するとともに、処遇改善請求制度について周知してまいります。

様式1 (文書回答)

課・担当名 健康長寿課・母子保健担当

内線 3561 担当者名 岩崎

R3 埼玉障害者市民ネットワーク

要望事項 (項目No. IV-3)

3. 出生前診断など優性思想を増長する流れに反対を

出生前診断や着床前診断や遺伝子組み換え治療などの優性思想を増長するような医療・治療の拡大に対し、県として反対の姿勢を示してください。

1948年に成立した優生保護法により、57年間、障害者は「不良な存在」として忌み嫌われ続けてきました。そして、その法律が無くなったとはいえ、スイッチを切り替えるように優性思想による差別はなくなったとは思えません。そしてまた、医療技術の高度化により生みたい子どもと生みたくない子どもの人為的な選別がより進んできています。このようなことは優性思想の解消につながらず、障害者差別の増大を進めるものです。県としても反対してください。

回 答

母体保護法の規定により人口妊娠中絶を行うことができる場合は限定されていることから、県としては出生前診断等を受けた方から相談を受けた場合、相談者の話しを傾聴し、障害や病気のある子どもの育て方や福祉サービスなどの利用、患者家族会などの情報提供を行うなどの支援を行うことになると認識しています。

なお、出生前診断等のあり方については、厚生労働省の専門委員会において議論されているものであり、都道府県が独自に方針を決定することは困難です。

<参考>

母体保護法第14条 (医師の認定による人工妊娠中絶)

第14条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師 (以下「指定医師」という。) は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 二 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの